

日本規格協会が認定産業標準作成機関としての範囲を拡大

一般財団法人日本規格協会

弊会は、2025年1月6日付で経済産業大臣からの承認を受け、認定産業標準作成機関としてのJISの対象を約1,300規格追加しました。

この変更によって、JIS約11,000規格の3割以上にあたる約3,500規格のJISが対象となり、より幅広い分野において迅速なJIS案作成が可能となりました。

● 認定産業標準作成機関とは

2019年の産業標準化法（旧：工業標準化法）改正によって、認定産業標準作成機関（以下、認定機関）のスキームが導入されました（図1）。

本スキームは、JIS制定の民間主導による迅速化を目的としたものです。主務大臣が認定した、標準化の専門知識と能力を有する民間の認定機関から申出するJIS案については、日本産業標準調査会（JISC）の審議を経ずに迅速に制定することができます。

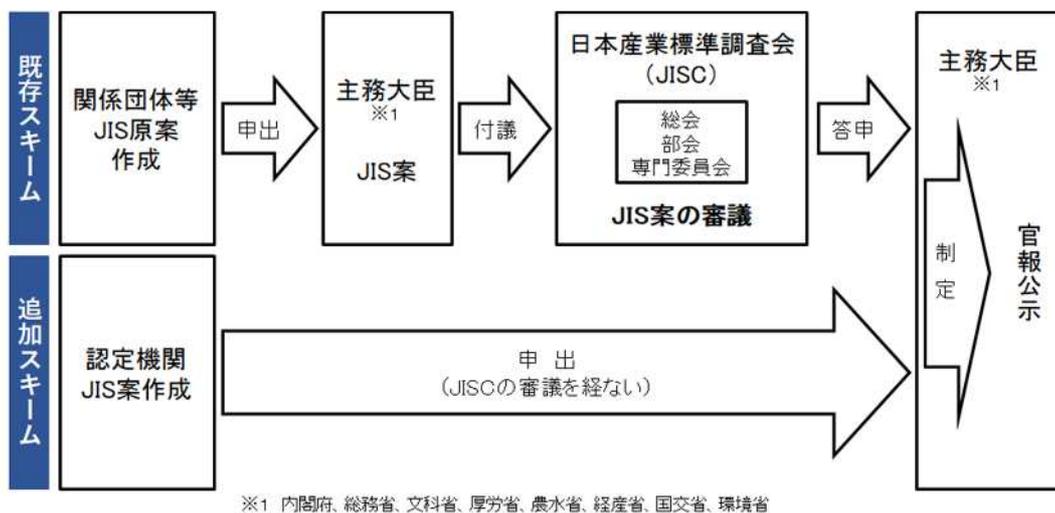


図1 産業標準化法改正によって追加された認定機関スキーム

● 日本規格協会の認定機関の活動及び範囲拡大

一般財団法人日本規格協会（以下、JSA）は、2019年9月18日に経済産業大臣より第1号の認定機関に認定されました。

産業標準化法に基づき公正性・中立性・透明性を確保し、かつ、JIS案に係る実質的な利害関係を有する者（利害関係者）の意向を反映するJIS案作成体制を整備したうえで、9分野約2,200規格（基本、計測計量、適合性評価、管理システム規格、電気、電子、情報、機械要素、化学）を範囲として迅速なJIS案の作成を実施してきました。

JSAでは、さらなるJIS案作成の迅速化に貢献するために、段階的に認定の範囲を拡大することを計画しており、このたび経済産業大臣の認定を受け、新たに2分野約600規格（金属・無機材料、産業機械）及び既存の3分野約700規格（基本、機械要素、化学）を対象範囲といたしました（図2）。この変更によって、JIS全体の3割以上をカバーする約3,500規格のJIS案作成が可能となりました。

また、来年度はさらに範囲拡大することを計画しています。

今後もJSAは、認定機関の活動を通じて、産業界のニーズや技術の発展に即した迅速なJIS開発に取り組んでまいります。

産業標準作成委員会名	所掌する業務の範囲
基本分野	B（一般機械）設計方法及び製図方法、試験機、C（電子機器及び電気機械）計量器及び測定方法、X（情報処理）、Z（その他）の一部
計測計量分野	B（一般機械）、K（化学）、R（窯業）、Z（その他）の一部
化学分野	K（化学）ゴム及びゴム製品、プラスチック、試薬、R（窯業）強化繊維、Z（その他）ゴム製品、プラスチック
機械要素分野	B（一般機械）工具、ねじ及び締結用部品、ばね、油圧・空気圧、用語及び図記号、光学及び光学機器の一部、K（化学）光学
適合性評価分野	Q（管理システム）の適合性評価に関わる分野
管理システム規格分野	Q（管理システム）の管理システム規格に関わる分野
電気分野	B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、D（自動車）、H（非鉄金属）、T（医療安全用具）、Z（その他）の一部
電子分野	C（電子機器及び電気機械）の一部
情報分野	B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、Q（管理システム）、X（情報処理）
金属・無機材料分野	H（原材料（銅、チタン、マグネシウム及び白金並びにそれらの合金に限る。）、用語及び測定方法（銅、チタン、マグネシウム及び白金並びにそれらの合金に限る。））、R（ガラス及びその試験方法（レーザ干渉法に限る。）、ファインセラミックス）、Z（溶接）
産業機械分野	A（土工機械）、B（設計方法及び製図方法、用語及び図記号、工作機械、内燃機関、溶接、冷凍・冷蔵空調機器）、D（土工機械）

※ 変更箇所を青字で示す。
 ※ 上記のアルファベット及び括弧書きは、JIS部門記号及びその名称を示す。

図2 JSAの拡大する範囲及び産業標準作成委員会

★★JSAのウェブサイトで、認定機関に関する情報を公開しています。★★

<https://webdesk.jisa.or.jp/jis/W50M1000>

以上